

令和7年4月9日

各位

見附市役所 総務課

品第5号「見附市役所庁舎等自動体外式除細動器一式 賃貸借」
に係る質問の回答について

標記の入札公告に寄せられた質問について、下記のとおり回答します。

記

No.	質問事項	回答
1	仕様書 5⑤ 「専用キャリングケース」とありますが、メーカー純正品とデザインは異なりますが、機能は同じ(AED 本体、予備電極パッド、レスキューキット収納)弊社製のキャリングケースでもよろしいでしょうか。	問題ありません。
2	仕様書 5⑦ 仕様書 7 (2)、(3) 本件の消耗品交換については、下記の運用でもよろしいでしょうか。 ①消耗品の定期交換は、使用期限を迎える前に、QRコード読取で交換要領が分かる案内文書と新しい消耗品を弊社負担で設置先に送付、消耗品は設置先のご担当者に交換して頂き、同梱の返送伝票で古い消耗品を返送頂く運用。 ②AED使用時には、弊社コールセンターへご連絡頂き、QRコード読取で交換要領が分かる案内文書と補充消耗品を弊社負担で設置先に送付、消耗品は設置先のご担当者に交換して頂き、同梱の返送伝票で古い消耗品を返送頂く運用。	①②共に仕様書に記載の通りで、送付は不可で、現地で交換の対応をお願い致します。

3	<p>仕様書 7 (1)、(4)</p> <p>「保証期間」、「故障が生じた場合は、担当技術員を派遣」、「連絡に基づき設置場所へ訪問」とありますが、賃貸借契約期間中は、弊社にて、定期消耗品の期限前交換や使用時の消耗品補充、万一の際の代替機準備を行います。加えてお客様からのご相談やお問合せに対応できるコールセンター（24時間 365 日）があり、必要に応じて弊社担当者が対応することによってよろしいでしょうか。</p>	<p>必要に応じて、担当技術員または担当者を派遣し対応して下さい。</p>
4	<p>仕様書 7 (4)</p> <p>「機器の修理または交換」とありますが、機器の異常が発生した場合はお客様より弊社コールセンターへ連絡いただき、AEDの異常内容をお客様にご確認頂き、状況を確認のうえ機器交換を行い原状復帰します。修理ではなく機器交換しますので医療機器修理業の許可は不要の認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識の通りです。</p>
5	<p>仕様書 9</p> <p>「必要な説明」とありますが、胸骨圧迫・人工呼吸の手順はAEDに付帯する簡易取扱説明書に図示され、その他に取扱説明書を同梱しており、取扱説明の YouTube 動画を用意しています。また、弊社コールセンター（24 時間対応）へ連絡いただければ、質問や不明点に詳しくお応えする体制もごございます。そのため、現地対応は不要との認識でよろしいでしょうか。</p> <p>もし、現地対応が必要である場合には、弊社社員が AED 本体を展示し、取扱説明書を用いて、具体的に AED 使用方法・心肺蘇生法をご説明すればよろしいでしょうか。</p>	<p>納入時に、あらかじめ施設担当者との調整の上、現地にて使用方法等の説明をお願い致します。</p>

見附市役所 総務課管財係

T E L : 0258-62-1700

F A X : 0258-63-1006